

雇用調整助成金に関する個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。

この雇用調整助成金を事業者の皆様幅広くご活用いただくため、制度の説明や申請の方法などに関する個別相談会を開催いたします。

※本事業の実施は、令和2年第1回石川県議会定例会で令和元年度補正予算が成立することが前提となります。

・開催日 令和2年3月31日(火)

4月10日(金)

4月22日(水)

緊急企画
参加無料

・時間 いずれの日も 13:00 ~ 17:00 (1社30分程度)

・会場 珠洲商工会議所 (珠洲市飯田町1-1-9)

・相談員 石川県社会保険労務士会 谷内美穂子氏、田端雄市氏

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、企業に対して、休業手当、賃金等の一部を国が助成します。

新型コロナウイルス感染症に対応する特例として、同感染症による経営への影響を「経済上の理由」とするほか、感染拡大防止に資する休業や濃厚接触者に命令した休業も対象とされています。

(助成内容及び受給できる金額、日数)

	大企業	中小企業
休業手当または教育訓練中の賃金相当額等に対する助成割合 (上限: 8,330円/日/人)	1/2	2/3
教育訓練実施の場合の加算額	1,200円/日/人	
支給限度人数	1年間で100日	

個別相談会の申込については裏面をご覧ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ・もし咳や発熱等の体調不良の症状がある場合には、ご出席されないようお願いいたします。

主催 : 珠洲商工会議所 / 石川県 / 石川労働局

雇用調整助成金 個別相談会

参加申込書

珠洲商工会議所 行 (FAX 0768 - 82 - 1608)

【留意事項】

- ・お申込み後、時間調整をさせていただき、後日予定時間をお知らせいたします。
- ・申込みが重複した場合、ご希望に添えないことがございます。予めご了承ください。

下記必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

事業所名	
参加者名	
連絡先	TEL. _____ / FAX. _____

ご希望の時間帯に○印を付けてください。

	13:00~	13:30~	14:00~	14:30~	15:00~	15:30~	16:00~	16:30~
3/31 (火)								
4/10 (金)								
4/22 (水)								

●お問合せ先: 珠洲商工会議所

〒927-1214 珠洲市飯田町1-1-9

TEL.0768-82-1115 / FAX.0768-82-1608